

文化庁にパブリックコメントを提出

文化庁では、「著作権法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 30 号/5 月 25 日公布）の施行後、11 月（12 月 9 日期限）にパブリックコメントを実施した。これを受けて本協会では、次のコメントを提出した。

著作権法施行令・著作権法施行規則の改正における授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等に係る改正案に関するパブリックコメントへの意見提出(12月6日提出)

「概要（6） 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等関係」の ii) 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項」への意見

学校教育法第 84 条を根拠とする大学通信教育においては、日本国憲法第 26 条及び教育基本法第 4 条(旧法第 3 条)の趣旨から私立大学においても通学課程よりも低廉な授業料を設定してきた歴史的経緯と現在に至る社会的要請があります。

このため、授業目的公衆送信補償金を個別の学校種別・授業方法等に応じて設定する場合は、その定義を公正に規定するためにも、「その算定の基礎となるべき事項(当該授業に関する法令等に定める根拠を含む。)」と追加(アンダーライン箇所)していただきたいと考えます。

「概要（6） 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等関係」の iii) 教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要（当該団体の名称及び構成員の氏名又は名称、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。）への意見

学校教育法第 84 条を根拠とする大学通信教育は、文部科学省令としての大学通信教育設置基準、短期大学通信教育設置基準及び大学院設置基準中の通信教育規定に基づいて実施されています。

この教育のために学校教育法制定・施行時より公益団体としての大学通信教育協会（現在の公益財団法人私立大学通信教育協会）を設置して唯一の代表団体としています。

今回の制度においては当協会への意見聴取は不可欠だと考えますので、こうした団体への意見聴取を保障するためにも「当該団体の名称及び構成員の氏名又は名称(当該団体関係する授業についての法令等に定める根拠を含む。)」と追加(アンダーライン箇所)していただきたいと考えます。